河長監第63-2号 令和6年3月29日

河内長野市長 島田 智明 様

河内長野市監査委員

村治 規行

堀川 和彦

(公印省略)

監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査 を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を 次のとおり提出します。

記

第1 監査対象

都市づくり部

第2 監查対象期間

令和4年度及び令和5年度(定期監査実施時まで)

- 第3 監査実施期間
 - (1)書類監査 令和5年11月1日(水)から令和6年2月29日 (木)まで
 - (2) 委員監査 令和6年3月26日(火)

第4 監査場所

監査執務室及び監査対象部局執務室

第5 監査手続き

監査対象部局の財務に関する事務が、関係法令に従い、適正かつ 効率的に執行されているかどうかを監査の主眼におき、あらかじめ 提出を求めた監査資料と抽出した関係諸帳簿を照合確認するととも に、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監 査委員監査基準」に基づき、適宜、監査技術を選択し、監査を実施 しました。

第6 監査結果

監査対象部局の財務に関する事務の執行については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり検討又は改善を要するものが見受けられました。

指摘事項

<都市計画課>

1 契約事務について

都市計画課は、多数の契約事務を行っていましたが、次の点が見 受けられました。

- (1) 業務計画書が提出されていない業務や業務計画書の記載内 容が契約書で求めている内容と異なる業務が多数ありました。
- (2) 業務委託完了検査復命書に記載誤りが複数ありました。
- (3) 実施及び業者選定の決裁文書で一者特命随意契約の根拠条 文や随意契約理由の記載が不適切なものが複数ありました。

都市計画課は、適切な契約事務の執行に努める必要があります。 <都市整備課>

2 契約事務について

都市整備課は、多数の契約事務を行っていましたが、次の点が見 受けられました。

- (1) 実施及び業者選定の決裁文書で一者特命随意契約の根拠条 文が不適切なものがありました。
- (2) 契約書のひな型等が変更されたため、仕様書の記載事項の 見直しをすべき点が複数ありました。
- (3) 提出を受けた主任技術者等届、主任技術者等経歴書、業務 工程表、契約保証金免除申請書及び誓約書の提出日が未記入 でした。

都市整備課は、適切な契約事務の執行に努める必要があります。 <道路課>

3 契約事務について

道路課は、多数の契約事務を行っていましたが、次の点が見受け られました。

- (1) 業務計画書が提出されていない業務や業務計画書の記載内 容が契約書で定めている内容と異なっている業務が複数あり ました。
- (2) 契約書のひな型等が変更されたため、仕様書の記載事項の 見直しをすべき点が多数ありました。
- (3) 実施の決裁より前に、見積書や請書を徴していた業務が複

数ありました。

- (4) 業務委託完了検査復命書が必要な業務で管理等委託業務完 了届の提出を受けていた事例や管理等委託業務完了届の記載 が漏れていた事例がいくつかありました。
- (5) 契約書が保管されていない業務がありました。

道路課は、適切な契約事務の執行に努める必要があります。

<公園河川課>

4 契約事務について

公園河川課は、多数の契約事務を行っていましたが、次の点が見 受けられました。

- (1) 契約書のひな型等が変更されたため、仕様書の記載事項の 見直しをすべき点が多数ありました。
- (2) 誤った日付の見積書や日付の記載のない見積書の提出を多数受けていました。
- (3) 管理等委託業務完了届に記載もれ等がいくつかありました。
- (4) 業務日程表の提出を受けていない業務計画書がいくつかありました。

公園河川課は、適切な契約事務の執行に努める必要があります。